

第7章 業務

○弘前地区環境整備事務組合廃棄物処理

施設管理条例

〔昭和54年10月11日
条例第3号〕

改正 昭和60年3月26日 条例第2号	平成14年12月26日 条例第1号
昭和60年12月27日 条例第3号	平成24年11月19日 条例第1号
平成元年7月27日 条例第1号	平成26年2月25日 条例第1号
平成5年6月28日 条例第1号	平成27年11月25日 条例第1号
平成9年3月22日 条例第1号	令和2年7月21日 条例第1号

(趣旨)

第1条 この条例は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）に基づき、弘前地区環境整備事務組合（以下「組合」という。）が管理運営するごみ処理施設（以下「処理施設」という。）の廃棄物処理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 一般廃棄物 法第2条第2項に規定するものをいう。
 - (2) 産業廃棄物 法第2条第4項に規定するもののうち、可燃のものをいう。
- (処理施設の使用許可)

第3条 組合の処理施設に一般廃棄物を搬入しようとする者（組合を構成する市町村を除く。）は、管理者の許可を受けなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、管理者が特に必要と認めた場合は、許可を受けることを要しない。

(一般廃棄物の処分手数料)

第4条 前条の場合において、一般廃棄物の処分に関し徴収する手数料（以下「処分手数料」という。）の額は 次の表により算定した額に消費税法（昭和63年法律第108号）第29条に規定する税率及び当該税率に地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の83に規定する税率を乗じて得た率を合計した率（以下「消費税相当率」という。）に1を加えた率を乗じて得た額（その額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とする。

種別	手数料の額
可燃ごみ	10キログラムまでごとに100円
不燃・粗大ごみ	10キログラムまでごとに125円
資源ごみ（容器包装類に限る。）	無料

2 処分手数料は、処分の都度納めなければならない。ただし、管理者が特に

必要があると認めるときは、この限りでない。

- 3 処分手数料を納期限までに納付しないときの督促、延滞金の徴収及び滞納処分については、弘前市督促等に関する条例（平成18年弘前市条例第70号）の例による。
- 4 管理者は、災害その他特別の理由があると認められるときは、申請により処分手数料を減免することができる。

（組合が処分する産業廃棄物）

第5条 法第11条第2項の規定により、組合が一般廃棄物と合わせて処分することが必要であると認める産業廃棄物は、一般廃棄物の処分に支障のない範囲で管理者が定める。

（産業廃棄物の処分費用）

第6条 前条の場合において、法第13条第2項の規定により産業廃棄物の処分に要する費用（以下「処分費用」という。）として徴収する額は、管理者の定めた実費の処理費用に消費税相当率に1を加えた率を乗じて得た額（その額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とする。

- 2 第4条第2項の規定は、前項の処分費用について準用する。
- 3 管理者は、特に必要と認めるときは、申請により第1項の処分費用を減免することができる。

（技術管理者の資格）

第7条 法第21条第3項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。

- (1) 技術士法（昭和58年法律第25号）第2条第1項に規定する技術士（化学部門、水道部門又は衛生工学部門に係る第2次試験に合格した者に限る。）
- (2) 技術士法第2条第1項に規定する技術士（前号に該当する者を除く。）であって、1年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの
- (3) 2年以上法第20条に規定する環境衛生指導員の職にあった者
- (4) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学（短期大学を除く。次号において同じ。）の理学、薬学、工学又は農学の課程において衛生工学又は化学工学に関する科目を修めて卒業した後、2年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (5) 学校教育法に基づく大学の理学、薬学、工学若しくは農学又はこれらに相当する課程において衛生工学又は化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、3年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (6) 学校教育法に基づく短期大学又は高等専門学校の理学、薬学、工学若しくは農学又はこれらに相当する課程において衛生工学又は化学工学に関する科目を修めて卒業した後、4年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (7) 学校教育法に基づく短期大学又は高等専門学校の理学、薬学、工学若しくは農学又はこれらに相当する課程において衛生工学又は化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、5年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (8) 学校教育法に基づく高等学校又は中等教育学校において土木科若しくは化

学科又はこれらに相当する学科を修めて卒業した後、6年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

- (9) 学校教育法に基づく高等学校又は中等教育学校において理学、工学若しくは農学に関する科目又はこれらに相当する科目を修めて卒業した後、7年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (10) 10年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (11) 前各号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者
(委任)

第8条 この条例の施行に関し、必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第4条の規定中可燃ごみに係る部分及び第6条の規定は、昭和54年12月1日から施行する。
(適用区分)
- 2 第4条の規定中可燃ごみに係る部分及び第6条の規定は、昭和54年12月1日以後の搬入に係る一般廃棄物又は産業廃棄物から適用する。
(弘前地区環境整備事務組合衛生センター条例の廃止)
- 3 弘前地区環境整備事務組合衛生センター条例（昭和37年弘前地区環境整備事務組合条例第5号）は、廃止する。

附 則（昭和60年3月26日条例第2号）

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和60年6月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の弘前地区環境整備事務組合廃棄物処理施設使用条例（以下「改正後の条例」という。）第4条第1項の規定（可燃ごみの部分に限る。以下同じ。）の適用については、この条例の施行の日から昭和61年5月31日までの間（以下「第1期」という。）においては、同項の表可燃ごみ50キログラムの場合の項中「150円」とあるのは「120円」と、同表可燃ごみ50キログラムを超えた場合の項中「30円」とあるのは「25円」と、「150円」とあるのは「125円」とし、同年6月1日から昭和62年5月31日までの間（以下「第2期」という。）においては、同表可燃ごみの項中「150円」とあるのは「140円」と、「30円」とあるのは「28円」とする。
- 3 改正後の条例第6条第1項の規定の適用については、第1期においては、同項中「30円」とあるのは「25円」とし、第2期においては、同項中「30円」とあるのは「28円」とする。
- 4 前2項の場合において、計算して得た手数料又は処分に要する費用の額に10円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。
- 5 改正後の条例第4条第1項又は第6条第1項の規定は、次の各号に掲げる区分により、当該各号に定める日以後の搬入に係る一般廃棄物又は産業廃棄物から適用する。
 - (1) 第1期の場合 昭和60年6月1日
 - (2) 第2期の場合 昭和61年6月1日

(3) 第2期経過後の場合 昭和62年6月1日

附 則 (昭和60年12月27日条例第3号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成元年7月27日条例第1号)

(施行期日)

1 この条例は、平成元年8月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の弘前地区環境整備事務組合廃棄物処理施設使用条例第4条第1項及び第6条第1項の規定は、平成元年8月1日以後の搬入に係る一般廃棄物又は産業廃棄物から適用する。

附 則 (平成5年6月28日条例第1号)

この条例は、弘前地区環境整備事務組合規約の一部を変更する規約(平成5年青森県指令第2531号)の施行の日(8月12日)から施行する。

附 則 (平成9年3月22日条例第1号)

(施行期日)

1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の弘前地区環境整備事務組合廃棄物処理施設使用条例第4条第1項及び第6条第1項の規定は、平成9年4月1日以後の搬入に係る一般廃棄物又は産業廃棄物から適用する。

附 則 (平成14年12月26日条例第1号)

(施行期日)

1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の弘前地区環境整備事務組合廃棄物処理施設使用条例第4条第1項及び第6条第1項の規定は、この条例の施行の日以後に搬入される一般廃棄物及び産業廃棄物について適用し、同日前までに搬入される一般廃棄物及び産業廃棄物については、なお従前の例による。

附 則 (平成24年11月19日条例第1号)

この条例は、平成24年12月1日から施行する。

附 則 (平成26年2月25日条例第1号)

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の弘前地区環境整備事務組合廃棄物処理施設管理条例第4条第1項及び第6条第1項の規定は、この条例の施行の日以後に搬入される一般廃棄物及び産業廃棄物について適用し、同日前に搬入される一般廃棄物及び産業廃棄物については、なお従前の例による。

附 則 (平成27年11月25日条例第1号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行日前にし尿処理施設に搬入されたし尿に関する事務については、なお従前の例による。
- 3 改正後の弘前地区環境整備事務組合廃棄物処理施設管理条例第4条第1項及び第6条第1項の規定は、この条例の施行の日以後に搬入される一般廃棄物及び産業廃棄物について適用し、同日前に搬入される一般廃棄物及び産業廃棄物については、なお従前の例による。

附 則 (令和2年7月21日条例第1号)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の弘前地区環境整備事務組合廃棄物処理施設管理条例の規定は、令和3年4月1日以後に発生した処分手数料の未納により生じる督促、延滞金の徴収及び滞納処分に適用する。